

漁業経営維持安定資金

1. 制度の趣旨

漁業経営の維持が困難な中小漁業者に対し、その経営の再建を図るため緊急に必要な固定化債務の整理等のための資金を信漁連等の融資機関が長期かつ低利で融通できるように、県が利子補給を行う制度です。(根拠法「長崎県漁業維持安定資金融通措置要綱」)

2. 借受資格者

次のいずれかの要件に該当する中小漁業者であって、漁業経営再建計画について知事の認定を受けたもの。

ア. 漁家経営にあつては、固定化債務を有し、この資金の融通によってその整理を行うことが必要と認められる者。

イ. 企業経営にあつては、直近の事業年度を含め原則として3ヶ年(特例: 2ヶ年)の漁業収支が通算して損失となっている者、又は直近の事業年度の末日現在において自己資本不足比率が0.1以上である者。

$$\text{※自己資本不足比率} = \frac{\text{固定資産額} - (\text{自己資本額} + \text{固定負債額})}{\text{固定資産額}}$$

※ 県税を完納していること。

3. 融資機関

ア. 信用漁業協同組合連合会

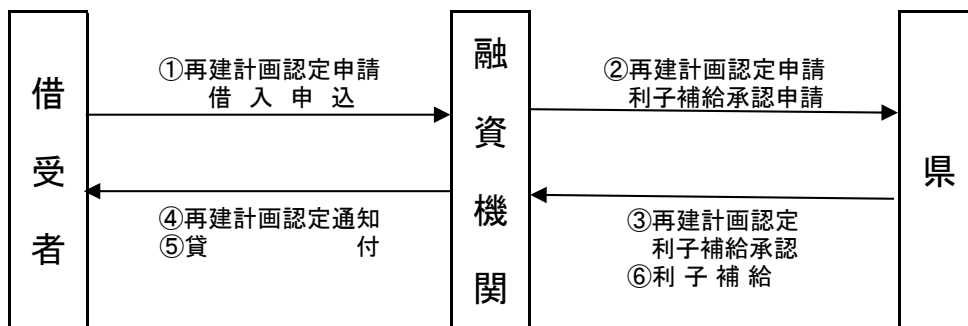
イ. 農林中央金庫

ウ. 銀行

エ. 信用金庫

オ. 信用協同組合

4. 制度のしくみ



貸付対象事業	償還期限 (年以内)	左のうち 据置期間 (年以内)	貸付限度額
<p>固定化債務等の整理による漁業経営の再建</p> <p>〈整理対象債務〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 延滞債務 2. 期限延長、借換え等により実質的に延滞ないし固定化している債務 3. 賃金、退職金の未払債務 4. 金融機関以外からの借入金 5. 漁業に関する債務について引き受けた保証債務又は連帯債務で、主たる債務者又は他の連帯債務者の倒産等により履行を必要とされているもの。 6. 県単独の制度資金等で漁業経営の維持安定を図るための緊急融資に係る借入金 <p>※中小漁業経営支援協議会の支援を受けた再建計画に基づくものは一定の条件により上記の1～6以外の債務でも対象となることがあります。</p>	<p>10</p> <p style="text-align: center;">〔 特認 〕 15</p>	<p>3</p>	<p>○漁船漁業</p> <p>30トン未満 4,000万円</p> <p>30トン以上50トン未満 7,000万円</p> <p>50トン以上100トン未満 1億2,000万円</p> <p>100トン以上200トン未満 1億5,000万円</p> <p>200トン以上500トン未満 2億4,000万円</p> <p>500トン以上 4億円</p> <p>○養殖業 4,000万円</p> <p>○定置漁業</p> <p>大型定置漁業 8,000万円</p> <p>小型定置漁業 4,000万円</p>